

川崎市港湾環境整備負担金実施要領

趣 旨

この要領は、川崎市港湾環境整備負担金条例及び同施行規則の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1. 負担対象事業者

負担対象事業者とは、工場又は事業場を直接管理して事業活動を行う者をいう。その具体的取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 一般の使用に供されている上屋、倉庫及び駐車場等についてはその提供者。
- (2) 専用の使用に供されている倉庫、貸事務所等についてはその借主。
- (3) 中小企業等協同組合協同組合法に基づく協同組合については、共同購入、共同販売方式で、一つの事業主体とみなされる場合は当該組合、各組合員が個別に事業を営んでいるとみなされる場合は各組合員。

2. 負担金の計算

(1) 工事に要した費用の額

条例第4条第1号に規定する「当該港湾工事に要した費用の額」は、原則として歳出予算科目「港湾環境整備費」の決算額とする。ただし、「港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事」については次のとおりとする。

ア. 当該工事のための施設の建設又は改良の工事費については、減価償却方式とする。

イ. 港内清掃委託費のうち、陸上清掃委託分を除く。

(2) 負担金の基準

条例第4条第1号かつこ書の規定による「2分の1未満でこれと異なる割合」を定めることができる場合は、次のとおりとする。なお、当該割合は、そのつど実情を勘案し定めるものとする。

ア. 負担対象事業費が著しく高く、負担者に多額の負担を課することになるとき。

イ．条例第2条第1項第1号又は第2号に掲げる工事で，当該施設の市民等の利用が相当程度あり，又はあると認められるとき。

ウ．条例第2条第1項第5号に掲げる工事で，他の要因と重なって当該工事を行ったとき。

(3) 敷地面積の端数計算

工場又は事業場の敷地の面積の合計に小数以下の端数が生じた場合は，その端数を切り捨てるものとする。

3. 工場又は事業場の敷地面積の届出

(1) 工場又は事業場の範囲

工場又は事業場とは，営利，非営利を問わず，自己所有であると否とにかかわらず，一定の目的をもって反復継続的に事業活動が行われる場所をいい，工場又は事業場に併設されている環境整備施設（緑地・広場等），厚生施設（体育館・食堂等）の敷地も含むものとする。ただし，自由使用の公共的場所（公園・道路等）及び，海岸保全施設の敷地については，工場又は事業場に含まないものとする。

(2) 負担対象事業者の工場又は事業場に含まない敷地

公共用地内の架空管，埋設管等（付帯施設含む）

(3) 複数の事業者が一団の用地内で事業活動を行っている場合の取扱い

ア．多階建の工場又は事業場の敷地面積は，各事業者の占有している床面積の割合で按分して算出するものとする。

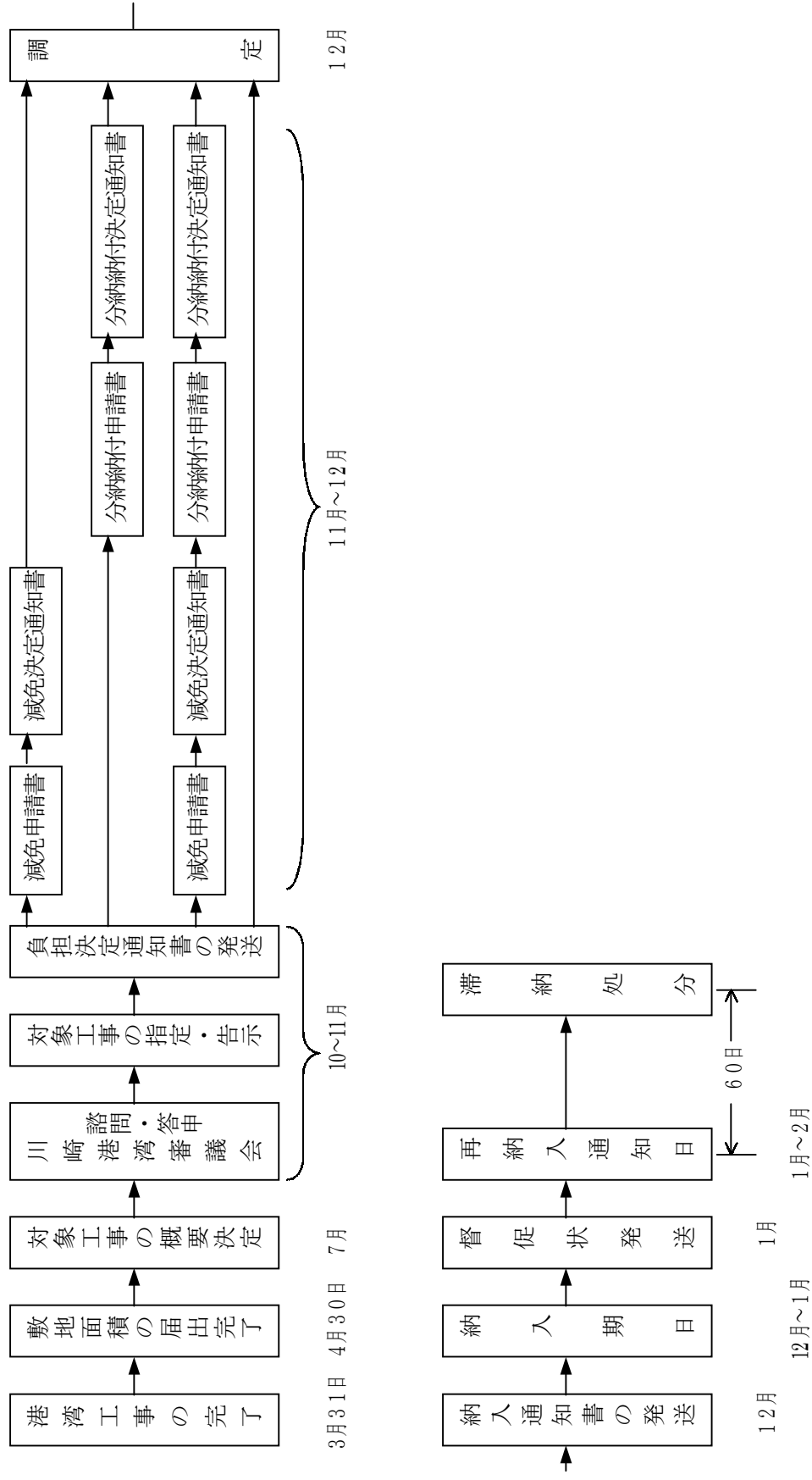
イ．一団の用地を複数の事業者が使用している場合は，当該事業者数で等分した面積をそれぞれの事業者の敷地面積とする。ただし，当事者間に取り決めがあれば，それによる。

(4) 届出書の記載方法等について

届出書の記載方法及び添付書類については，別紙のとおりとする。

4. 負担金の徴収等

(1) 負担金の徴収に至る手続の時期は、原則として次のとおりとする。



(2) 減免及び分割納付申請の取扱いは、次のとおりとする。

ア. 減免申請書は、負担金決定通知書の発送の日から20日以内に提出するよう指導するものとする。

イ. 分割納付申請書は、負担金決定通知書の発送の日から45日以内に提出するよう指導するものとする。ただし、減免の申請をした場合は、減免決定通知書発送の日から10日以内に提出させるものとする。

ウ. 分割は、負担金を納付すべき年度内で4回以内とする。

(3) 徴収猶予申請の取扱いは、次のとおりとする。

ア. 徴収猶予申請書は、納入通知書発送の日から7日以内に提出するよう指導するものとする。

イ. 徴収猶予期間については、地方税法第15条の規定を準用する。

ウ. 条例第8条第2項に規定する「その他の特別の理由があると認めるとき」とは川崎市市税条例により市税の徴収猶予を許可された場合、及び特定不況産業安定臨時措置法による特定不況産業に指定された場合とする。

5. 負担金の減免

規則第10条の運用基準は、次のとおりとする。

(1) 第1項第1号に規定する「相当程度」とは、緑地等の面積の合計が工場又は事業場の敷地面積の合計の5パーセントに達していることをいう。なお、この場合に適用される軽減対象工事は、条例第2条第1項第1号及び第2号に掲げる工事とし、軽減額は下記のとおり算出する。

$$\text{軽減額} = \text{当該負担額} \times \frac{\text{当該事業者の緑地等の面積の合計}}{\text{当該事業者の工場又は事業場の敷地面積の合計}}$$

(2) 第1項第2号に規定する「協力したこと」とは、負担対象事業者が清港会に入会していることをいう。なお、この場合に適用される軽減対象工事は、条例第2条第1項第7号に掲げる工事とし、軽減額は、当該工事が実施された年度に収められた会費分とする。ただし、会費分が当該負担額を超える場合は、その負担額を限度として減額する。

(3) 第1項第2号に規定する「その他の理由」に該当する場合は、次のとおりと

する。

ア 条例第2条第1項第1号に規定する工事の負担額が当該港湾工事の完了した日後10年間に対象となった敷地に係わる場合は、当該負担額を1年経過するごとに5パーセント減額するものとする。ただし、1年未満の日数は1年として計算する。

※軽減額＝当該負担額×当該港湾工事の完了した日後の年数×0.05

イ 負担対象事業者が体育館、運動場等を相当程度市民等に開放していると認められるときは、条例第2条第1項第1号及び第2号に掲げる工事の負担額について、当該施設の敷地面積分を減額する。

ウ その他、実情に応じそのつど定める。

6. 港湾審議会の意見聴取

条例第11条第1項第1号に規定する「負担金の対象とする港湾工事の概要」は、規則第3条に掲げる事項とする。

(附 則) この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

(附 則) この改正要領は、昭和57年10月1日から施行する。